

# 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」

## ～ 一体的開示のための環境整備の内容及び実務への影響 ～

おとござわ えりこ  
公認会計士 男澤 江利子

### I. はじめに

平成29年12月28日、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省より、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表されている。また、金融庁、法務省より「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」が公表されている。

これは、「未来投資戦略2017」で示された、会社法に基づく事業報告・計算書類（以下「事業報告等」という。）と金融商品取引法（以下、「金商法」という。）に基づく有価証券報告書との「一体的開示」をより容易とするための環境整備の一環として、両者の間で類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図るための対応をまとめたものである。

本稿では、一体的開示のための環境整備の内容及び実務への影響を検討する。

### II. 共通化の内容

「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」で示された共通化の内容は次のとおりである（以下、会社法施行規則は「施規」、会社計算規則は「計規」と略する）。

#### 1. 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」（開示府令第三号様式記載上の注意（5）／施規120条1項6号）

以下について、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。このほか、有価証券報告書の記載を基礎として、共通の記載が可能であることも明確化する。

- ① 「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」の項目名の記載については、後者に共通化して記載することが可能であること。
- ② 「純資産額」と「純資産」及び「総資産額」と「総資産」の項目名の記載については、それぞれいずれの表現にも共通化して記載することが可能であること。

#### 2. 「事業の内容」／「主要な事業内容」（開示府令第三号様式記載上の注意（7）／施規120条1項1号）

- ① 有価証券報告書にあっては、例えば「事業の内容」について、投資家の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する他の箇所をまとめて記載した上で、当該他の箇所を参照する旨の記載を行うことが可能であることを明確化した「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」5-14及び24-10の内容を分かりやすく周知する。
- ② 有価証券報告書にあっては、系統図以外の図や表等の形式により、企業の実態に応じて投資家に対してより分かりやすく示すことが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

#### 3. 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」（開示府令第三号様式記載上の注意（8）／施規120条1項7号）

有価証券報告書のひな型に従った記載により共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

これは、有価証券報告書の「関係会社の状況」には、事業報告における「重要な親会社及び子会社の状況」の内容が含まれていると考えられるため、ひな型において明確化することを要請するものである。

#### 4. 「従業員の状況」／「使用人の状況」（開示府令第三号様式記載上の注意（9）／施規120条1項2号）

- ① 有価証券報告書の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」について、実務上、「従業員」という用語を用いた共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。
- ② 対象会社の範囲について、実務上、連結会社について記載した、共通の記載をすることが可能であること

を明確化する法令解釈の公表を行う。

- ②の対象会社の範囲について、事業報告については、連結計算書類を作成している場合には、企業集団の現況に関する事項とすることができるとされており、事業報告の内容として、連結会社（提出会社及び連結子会社）と提出会社に関する状況を記載することで、有価証券報告書と共通の記載とすることができると考えられるためである。

## 5. 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等（開示府令第三号様式記載上の注意（14）／施規120条1項5号ハからヘまで）

事業の譲渡等について業務執行を決定する機関における決定があったときは、有価証券報告書の組織再編成契約に関する開示の場合と同様に、当該事業の譲渡等について事業報告の内容に含めなければならず、有価証券報告書の記載と事業報告の内容との間で開示の要否について相違はないことを明確化する法令解釈の公表を行う。

（※）なお、有価証券報告書における組織再編成契約以外の契約の開示については、従来と同様、記載することが求められる。

## 6. 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況（開示府令第三号様式記載上の注意（18）／施規120条1項2号）

- ① 対象企業について、実務上、提出会社＋国内子会社＋在外子会社に共通化することが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。
- ② 有価証券報告書における「主要な設備」と事業報告における「主要な営業所及び工場」が重なる範囲で共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。
- ③ 有価証券報告書について、製造業以外の業種にあっては、開示府令第三号様式記載上の注意(1)bに基づき、開示府令に規定された様式に準じて記載することとされており、業種の特性に応じた記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

## 7. 「大株主の状況」／上位十名の株主に 関する事項（開示府令第三号様式記載上の注意（25）／施規122条1号）

- ① 株式の所有割合について、有価証券報告書でも、発行済株式総数から自己株式数を控除して算定することとする開示府令の改正を行う。
- ② 事業年度末日に代えて、議決権行使基準日において有する株式の数の割合が高い株主に関する事項を記載することを可能とする開示府令及び施規の改正を行う。
- （※）なお、①及び②に係る内閣府令が平成30年1月

26日付で公布・施行されている。改正後の規定は、平成30年3月31日以降に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当事業年度に係る有価証券報告書から適用される。②について、法務省より2017年12月14日付で、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」が公表されている。

具体的には、①の改正により、「大株主の状況」と上位10名の株主に関する事項において記載される発行済株式総数に対する所有株式数の割合の算定における分母が、自己株式数を控除することで共通化される。

また、②の改正により、「大株主の状況」の記載時点を議決権行使基準日とすることが可能となり、定時株主総会を事業年度の末日から3カ月を超える日に設定する場合であっても、株主の確定が一度で済むこととなる。

## 8. 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」（開示府令第三号様式記載上の注意（27）／施規123条1号及び2号）

- ① 有価証券報告書について、「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の項目を統合し、かつ、ストックオプションについては、財務諸表注記への集約を可能とする開示府令の改正を行う。
- ② 有価証券報告書における記載時点について、事業年度末から変更がない場合には、その旨を記載することにより提出日の前月末の記載を省略可能とする開示府令の改正を行う。
- ③ 開示府令の様式の表を撤廃し、一覧表形式で記載することを可能とする開示府令の改正を行う。
- ④ スtockオプションを保有している役員区分について、事業報告における区分に基づいて記載することで共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

（※）なお、①から③に係る内閣府令が平成30年1月26日付で公布・施行されている。改正後の規定は、平成30年3月31日以降に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当事業年度に係る有価証券報告書から適用される。

①から③については、有価証券報告書内の記載事項について、統合、参照等により整理を行うものである。④については、有価証券報告書の「ストックオプション制度の内容」について、付与対象者が役員の場合、その区分及び人数を、事業報告で求められている記載区分（取締役（社外役員を除く。）・社外取締役（社外役員に限る。）・取締役以外の会社役員）に従って記載することにより、事業報告の内容とすべき「新株予約権等に関する事項」のうち、会社役員が新株予約権等を有しているときに記載すべき事項と記載を共通化することができると考えられる。

## 9. 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」（開示府令第三号様式記載上の注意（36）／施規121条2号及び8号）

- ① 事業報告の「地位」と有価証券報告書の「役名」については、共通の記載が可能であること、事業報告の「担当」に記載すべき内容については、有価証券報告書の「職名」又は「略歴」の欄に記載することが可能であること及び事業報告の「重要な兼職の状況」に記載すべき内容については、有価証券報告書の「略歴」の欄に記載することが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う（なお、「略歴」の欄に記載する場合には、過去の主要略歴と併せて記載することとなる）。
- ② 兼職の範囲について、有価証券報告書においても特段の限定はなく、事業報告と共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

なお、定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合には、有価証券報告書における「役員の状況」の記載対象となる役員と、事業報告の「会社役員に関する事項」の記載対象となる役員との間に、当該定時株主総会における役員の異動に基づく相違は生じないものと考えられる。

## 10. 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項（開示府令第三号様式記載上の注意（37）及び開示ガイドライン5-19-2／施規124条1項1号及び2号）

事業報告における提出会社と「当該他の法人等」との「関係」と、有価証券報告書における「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」について、実務上、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

（※） なお、有価証券報告書では、社外役員（個人）と提出会社の関係も記載の対象となる点については従来と同様である。

## 11. 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」（開示府令第三号様式記載上の注意（37）／施規124条2項）

「社外取締役を置くことが相当でない理由」と「社外取締役（中略）を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」について、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

## 12. 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」（開示府令第三号様式記載上の注意（37）／施規121条4号から6号まで並びに124条1項5号及び6号）

取締役及び監査役の報酬総額について、有価証券報告書の記載を基礎として、社外役員の報酬総額を社外取締役の報酬総額と社外監査役の報酬総額とに区分して記載することで、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

（※1） 事業報告及び有価証券報告書において共通の記載を行う場合は、社外取締役を除く取締役、社外取締役、社外監査役を除く監査役、社外監査役それぞれの報酬総額に区分して記載することが想定されている。

（※2） 「報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を定めていない場合に、有価証券報告書では、その旨を記載することが求められる。

## 13. 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」（開示府令第三号様式記載上の注意（38）／施規126条2号及び8号イ）

事業報告についても、有価証券報告書の様式に従って、株式会社及び連結子会社の別に、監査証明業務及び非監査業務それぞれに区分して報酬額を記載することで、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

## 14. 財務諸表及び計算書類の表示科目（財規17条1項7号等／計規74条3項1号トからリまで等）

計規は表示科目の名称や配列を規定しておらず、有価証券報告書に合わせて共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

## 15. 財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記（財規68条の4及び95条の5の2並びに連結財規44条の2及び65条の2／計規113条）

「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」について、後者が会計基準で用いられている用語であり、後者に共通化して記載することが可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

### III. 実務上の留意点

金融庁及び法務省は、上記の共通化の内容について、平成29年度中を目途に対応を行うとしていた。

7. 及び8. の①～③については、上述のとおり、開示府令の改正が既に行われている。これ以外の項目については、法令解釈の明確化を公表することや、制度所管官庁が妥当性を確認した民間関係団体のひな型において明確化することが要請されていたが、平成30年3月30日付で、公益財団法人財務会計基準機構より「有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―」が公表されている。これは、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえ、金融庁・法務省の協力を得つつ、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会」において議論された結果等を反映して作成されたものであり、有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るうえでのポイントや記載事例を示すことが目的とされている。

ここでは、「II. 共通化の内容」で記載した15の項目それぞれについて、作成にあたってのポイントと記載事例が示されている。記載事例は、事業報告等との記載の共通化に取り組むための有価証券報告書の記載事例となっており、実務において参考になるものと思われる。

共通化の内容については、一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環であり、事業報告等と有価証券報告書において記載を共通化することが強制されているわけではない。また、全ての項目について対応が求められているものではなく、一部の項目についての共通化が妨げられるものではない。もちろん、共通化の対象が上記の項目に限定されることでもない。記載内容の共通化により、作成者の両書類作成の効率化が期待される。

なお、一体的開示のための取組みについては、平成30年2月16日付で、日本公認会計士協会（以下、JICPA）より会長声明「関係省庁からの「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」の公表について」が出されている。

JICPAでは、これに先立ち平成29年8月22日付で、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について、関係省庁と意見交換をしつつ独自に検討を行った結果を「開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告『事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討』」として公表している。ここでは一体的開示の議論を二つの局面（開示内容の共通化、開示のタイミング）に整理している。開示内容の共通化においては、事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を図ること自体は、現行法の枠内でも実施可能なものが多いと考えられる。しかしながら、現行法令上で会社法の計算書類を金商法の財務諸表等規則及び連結財務諸表規則に従って作成することが可能であることについて、企業や株主、投資家等の利用者に周知されておらず理解が進んでいないことから、所管官庁等から公表物によりその旨を明確に周知し、企業や株主、投資家等の利用者が一体的開示による書類を安心して採用及び利用できる環境を整えるべきであることが提言されている。

このプロジェクトチームによる報告においては、一体的開示における監査上の論点・留意点も示されている。会社法の計算書類と金商法の財務諸表について一体的開示のための記載内容の共通化を行う場合、前年までと異なる勘定科目を用いたり、財務諸表の表示や注記の記載を変更する必要が生じたりすることが想定される。このような場合には、表示方法の変更を行う必要があるが、当該資料では、表示方法の変更の取扱いについても検討が行われており、実務における参考になるものと考えられる。

以上